

# 2017年度 第2回議会事務局研究会

## 参加報告書

2017年11月11日 エル大阪研修室1

林 晴信

2017年度 第2回議会事務局研究会

2017年11月11日(土) 13時~17時

於：エル大阪 研修室1

1. 自己紹介
2. 「西脇市議会における住民起点の政策サイクル」  
林晴信（西脇市議会議員）
3. 「大規模自治体議会の改革に関する先行的課題調査結果」  
高沖秀宜（三重県自治研究センター上席研究員）  
駒林良則（同志社大学法学部教授）
4. 「湖南市社会保障の充実と財源確保を一体的に図るための改革の推進に関する条例案」  
谷畑英吾（湖南市長）
5. 連絡事項  
2018年10月の事務局研究会合同シンポジウム（北海道）について

## 【報告及び所感】

1年半ぶりの事例報告となったが、今回は「住民起点の政策サイクル」というテーマでの報告を行った。「住民起点」とは即ち、議会と語ろう会、課題懇談会、請願陳情での意見陳述などが主体である。情報の公開と共有、住民の市政参画が西脇市議会の議会改革の柱であって、そして当然それを実行するための制度（議会機能）を作り、そしてその制度に則って検証と実践を我々議員が繰り返すのがサイクルになるのである。もちろん、議員全てがその制度を使いこなせていない感はある。立派な器に伴った内容が無いことも確かである。発言をほとんどしない「お地蔵さん」議員が少なからずいることも事実である。だから私は敢えて「西脇市議会のサイクルは始まったばかりです」との断りを入れさせてもらった。

研究会では「委員会として執行機関に質問はぶつけないのか？」という質問をいただいた。今後の取組ではあるが、委員会を代表して委員長が市長以下執行機関に本会議質問をするのは必要ではないか、と考えている。現在は特定所管事務調査などでも報告書を出して終わりである。報告書での提案としているが、さてその提案に対して執行機関がどう考えているのか或は反映されるのかされないのかは誰も知らないという現状でもある。委員会代表質問をして問い質すか、決議をして議会の意思として反映させるかどちらかをしないと本当は意味がない。厳しいことを言えば、今の状態は1年かけてただ勉強しているだけである。詳しくなって今後の議員活動に活かすんだレベルである。おそらく執行側から見れば、失笑は禁じ得まい。

岐阜県可児市議会では委員長が委員会を代表して代表質問を行い、政策の実現に結び付けている。西脇市議会も見習うべきだろう。

報告の中で一番反響が大きかったのが公聴会である。もっとも、公聴会自体は西脇市議会では未実施だが、「定例会議事日程に公聴会を入れられないか考えている」と報告したのである。大津市議会局の清水次長も同じことを考えているそうで、どちらかが実現すれば全国初ということになる。公聴会自体は専門家や一般市民の意見を聞く場であるが、特に私が重視するのは一般市民が採決前に議案に対して意見を言う場の確保、委員会審査前の参考意見としての活用である。

公聴会は地方自治法 115 条の2に定めがあり、「普通地方公共団体の議会は、会議において、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。」という条文であり、手続き等の細則は会議規則に定めがある（西脇市議会会議規則 77 条～82 条）

私自身は「予算及び重要な議案と書いてあるが、議案は全て重要なことから全議案を対象にすれば良い」（人事案件は除いてもいい）、「真に利害関係を有する者とは、住民全てが利害関係

者と解釈すれば良い」と考えているので、全議案に対し公募で公聴会を開けば良いと考えている。大胆な解釈かもしれないが、研究会では概ね大好評で、「是非実現を！」の声が大きかった。細則を定めている会議規則にしても、議会でいくらかでも改正が可能なので、極論すれば、西脇市議会でカスタマイズすればいいのである。標準会議規則なんて不磨の大典では無い。

谷畑市長からも「自治法は概括規定なので、議会基本条例や会議規則などで議会の使い勝手のいいように改正すればいい！」とのエールをいただいたし、高沖さんからも「通年会期にすれば日程に余裕もできていいのではないかと。是非会議日程に組み入れることを実現してもらいたい！」との言葉ももらった。自治法の研究者である駒林教授からも「多少、法的でいう公聴会と違っていても構わないのではないかと。誰が文句を言ってくるというのか。こういう取組をするほうが大事だ！」。また谷畑市長も同様に「自治法の議会に関する有権解釈権を誰が持っているのか。自治体議会が定めれば総務大臣がダメとは言えないはず。そこを忖度して、できないのではないかと。と取り組まないことはナンセンス！」と、他のみなさんも同様に前向きな意見の嵐だった。

西脇市議会報告会でも「決まったことを報告するより、決まる前に意見を聞きにこい！」と参加者の方からよく言われたものだった。上程され議決までの間に住民のみなさんが意見を述べる場を設定することは、地方自治の進展に一役買うものだとしている。もちろん、住民のみなさんが意見を述べやすいよう、論点の指摘や整理のため、本会議での議案質疑の充実は必須であるが、このことは速やかに検討して実現したいものである。行うことに対する不利益は無いはずだからだ。

また議会報告会報告書の議長承認の有用性や、議会として意思決定していない点（広報広聴特別委員会ですら承認していない現状）は、瑕疵があると指摘された。言われてみれば納得できるもので、早急に改めるべきであると思った。

次に大規模自治体議会の先行調査の件であるが、多くは小規模自治体である西脇市議会とは関係性も薄く、報告としては割愛する。会派に事務局職員が張り付いていたりと驚くことばかりだが。

谷畑市長からの「湖南省社会保障の充実と財源確保を一体的に図るための改革の推進に関する条例案」の話題提供は非常に興味深いものだった。新聞報道で知っていたが、谷畑市長から話を聞くと、頷けることばかりである。要は「子育て事業や福祉事業については財源論まで含めて一体で考えないと財政が持たないので、議会も財源論を考えてもらいたい」というものである。私は新聞を読んだ当初は「市長が議会に喧嘩吹っ掛けたんだろうか」と思っていたが、実はどうも違うらしい。徒手空拳で議会に財源を考えろというのではなく、市行政から幾つかのメニューを

提示（事業見直し、地方税の見直し等）して、その中から組み合わせを選んでもらうというものだったようだ。市長の予算調整権の一部委譲と言えないこともないが、試みとしては非常に面白いものだと私は思った。しかし、湖南省議会は委員会付託もせず即決で全会一致の否決。これらの一連の流れには、研究会のみなさんの意見は懐疑的、否定的であった。実は湖南省議会議員も研究会に参加していたのだが、居心地も悪かったのではないかと思った。確かに議員は要望はするが財源のことなどは全部市長部局任せで、実現すると自分の手柄、実現しないのは市役所の責任というのが常である。利益の分配は得意満面ですが、不利益の配分にはできるだけ自分の気配を消そうとするものである。右肩上がりの時代はそれで良かったかもしれないが、これからの時代はそうではない。それがまだまだ理解できていない前時代的な議員も多いので、議会不要論にも繋がっているのではないかと、とも思う。「議員なんて要らんじゃないか、地区の区長さんで代役は務まる」とかいう論にも繋がっている。西脇市議会も行政評価が試行的に始まったが、評価が全て「拡充」ばかりだと財政破綻まっしぐらである（財政課がその通りするわけもないか）

そのような中で、この湖南省の条例は非常に興味深い。ろくに議論もせず即決で否決してしまったのが残念である。せめて、否決するにせよ、委員会での議員間討議で色んな方向から議論してもらいたかったと思う。

研究対象としても興味深い条例案なので、全文を別紙添付しておくので見てもらいたいと思う。

外に出たり多くの議会関係者と交誼を結ぶと、つくづく思うのが「議会はガラパゴス化しやすい」である。先例と因習だけに囚われていると間違いなくそうなる。原点は「住民にとってどうか」であるはずが、いつの間にか置き去りにされてしまう。要望のみに終始する、議決責任については知らぬ顔、条例の提案もできない、そんな議会や議員は淘汰される時代になっていることを我々議員は肝に銘じておいたほうが良い。

## 【湖南省社会保障の充実と財源確保を一体的に図るための改革の推進に関する条例（案）】

### （目的）

第1条 この条例は、子どもの医療費及び給食費の無料化、保育環境の整備、高齢者移動支援等、今後求められる湖南省の社会保障の充実及び必要な財源の確保について、市長及び議会が情報の共有を図り、その全体像及び進め方を明らかにするとともに、市民が安心して生活できる持続可能な社会の実現を図ることを目的とする。

### （講ずべき措置の範囲）

第2条 この条例により講ずべき社会保障に係る措置の範囲は、子育て支援及び高齢者福祉の充実とする。

2 この条例により行う社会保障に係る措置の議論は、過去の議会における審議を優先するものとする。ただし、新たに必要とされる措置を講ずることを除外するものではない。

### （財源の確保）

第3条 前条により検討される社会保障に係る措置は、必要な財源を確保しつつ講じられなければならない。

2 必要な財源の確保については、新たな税等の収入の導入、既存事業の廃止縮小、公共施設統廃合及び運営の見直し、職員定員適正化等により、具体的に積算を行い検討するものとする。

### （情報の提供）

第4条 市長は、議会において前2条の議論が円滑に行うことができるよう、過去の議会における審議経過を参酌し、必要な情報の提供を行うものとする。

### （議会における議論）

第5条 議会は、前条の市長から提供された情報その他の情報に基づき、第2条及び第3条の実現に向けた一体的な方向性について議論を行うものとする。

2 議長は、前項の議論をとりまとめ、遅くとも平成29年度末までに市長に対して助言を行うものとする。

### （市長による提案）

第6条 市長は、前条第2項の助言があった場合には、速やかに必要な政策を立案し、議会に提案しなければならない。

### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成31年3月31日をもって廃止する。